

様式第1号（第3条関係）

さいたま市市民活動及び協働の推進基金団体登録申請書

令和5年8月7日

さいたま市長 あて



団 体 名 特定非営利活動法人
子育て応援隊むぎぐみ
代表者氏名 高濱 正伸

当団体は、さいたま市市民活動及び協働の推進基金団体登録要綱第2条に該当するので、下記のとおりさいたま市市民活動及び協働の推進基金登録団体への登録を申請します。

記

団体名	特定非営利活動法人 子育て応援隊むぎぐみ		
事務所の所在地	〒336 - 0018 埼玉県さいたま市南区南本町 1-5-9-2 階		
代表者氏名	高濱正伸		
設立年月日	2008 年 10 月 29 日	会員数	正会員 30 名 賛助会員 37 名
活動の目的	地域の子育てを多方面から支えていくことを目的とする		
市内の活動地域	さいたま市南区を中心に市内全域		
さいたま市での活動内容	○子育て支援部門 理科好き・社会好き・書き初め宿題応援企画・おみその学校・おしゃべりサロンの開催 ○発達療育支援部門 放課後等デイサービスの運営 ○心理相談部門 個人面接・家族面接・ひきこもり専門窓口・オンライン無料相談 ペアレント・トレーニング・ペアレント・トレーニングファシリテータ養成研修会 ○コンサート部門 Shining Hearts' Party 協賛		
今後の活動方針	各部門、現在の活動を継続し、より多くの子育て世帯に支援の輪を広げる 発達療育支援部門では、9月より児童発達支援・保育所等訪問支援の開設を目指す。		
市民に対するPR	子育ての不安や相談を気軽にできる居場所としてむぎぐみを活用してください。		
ホームページ	有 (URL https://www.mugigumi.com/) / 無		

特定非営利活動法人子育て応援隊むぎぐみ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人子育て応援隊むぎぐみという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市南区南本町1丁目5番9号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、障害児・者、発達障害およびその周辺児童、またその保護者、子育て中の保護者に対し、障害児・者、発達障害およびその周辺児童に対する通所支援及び、学習支援活動と、そのための教材作成事業を行い、更に子育て中の保護者には相談支援及び、情報交換の場を提供する活動を行い、もって障害児・者、発達障害およびその周辺児童と保護者には学習成果を共感させ、子育て中の保護者には世の中との連帯感を共有することで共に子供たちの健全なる育成に寄与することを目指すとする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく障害福祉サービス事業
 - ②発達障害児童用の学習教材製作事業
 - ③親子対象の農業体験事業
 - ④児童福祉法に基づく地域子育て支援拠点事業
 - ⑤障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく地域生活支援事業
 - ⑥児童福祉法に基づく地域子育て相談支援
 - ⑦児童福祉法に基づく障害児童通所支援事業

⑧児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 年会費を納入せず、催促後なお1年以上年会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、年会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは、定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(役員の任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 3 役員は、再任されることができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第17条 役員に、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第18条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受けると者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第4章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の処分
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び年会費の額
- (8) 長期借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

- (9) 会員の除名
- (10) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 第14条第4項第4号に基づき監事から招集があったとき

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(総会における書面表決等)

第28条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者の場合にあってはその旨を付記すること。）
- (4) 議長の選任に関する事項
- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

第5章 理事会

（理事会の構成）

第30条 理事会は理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第31条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき

（理事会の招集）

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会における書面表決)

第37条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記すること。）

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計等

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び年会費

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収益

(5) 資産から生じる収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

(1) 特定非営利活動に係る事業に関する会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
- 3 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 解散のときに存する残余財産の帰属については、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 雑則

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、特定非営利活動促進法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

(施行細則)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	高濱正伸
副理事長	山浦和子
〃	小野拓人
理 事	平田典子

// 山田和美
 // 金澤順子
 // 川鍋かつ江
 // 徳永麻衣
 // 鈴木和明
 // 松井亮太

監 事 西郡文啓
 監 事 青木智子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成21年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員（個人）	1,000円
	正会員（団体）	5,000円
	賛助会員（個人）	0円
	賛助会員（団体）	0円
(2) 年会費	正会員（個人）	1,000円
	正会員（団体）	5,000円
	賛助会員（個人）一口	5,000円（一口以上）
	賛助会員（団体）一口	10,000円（一口以上）

附則

この定款は、平成21年7月25日から施行する。

この定款は、平成24年6月19日から施行する。

この定款は、平成29年9月8日から施行する。

この定款は、令和4年2月21日から施行する。

これは当法人の定款に相違ありません。

法人の名称 特定非営利活動法人子育て応援隊むぎぐみ

設立代表者 高濱 正伸



令和4年度 事業報告書

令和5年6月29日

埼玉県さいたま市南区南本町1丁目5番9号
 特定非営利活動法人 子育て応援隊むぎぐみ
 代表理事 高 濱 正 伸
 電話番号 048-844-1122

1 事業の成果

令和4年度は法人全体で 朝日新聞助成金、及び国・自治体からの利用者に対する9割もの負担軽減策により、長引くコロナ禍の影響の中にも拘らず収入は12,728,660円の収入を得ることができた。

学習支援事業での収入が7,656,917円となった。また、未払金の当期返済が6,162,230円あったが、当期発生分が34,286,485円あったために未払金最終繰越額は89,825,624円となった。そのために今期においても未払金勘定を立てて費用計上を行った。

また、放課後等デイサービス開業に伴うフロアや設備の改修等も費用増加に影響しているかと思うそのために最終的な当期正味財産は△26,109,346円の減額となった。

但し、今期は前述の通り「朝日新聞厚生文化事業団」からの助成金、及び国・自治体による放課後デイサービス「利用者負担9割軽減策」により対前期比較より収益増加要因につながった。

2 事業の実施に関する事項（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

（1）特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の 人数	受益対象者の 範囲 人数		支出額 (千円)
児童福祉法に基づく地域子育て相談支援	子育て等に関する相談・援助の実施。子育て及び子育て支援に関する講習等	通期	事務所	10名	障害児と親	60名	5,372
児童福祉法に基づく地域子育て支援拠点事業	社会好き、理科好きの応援企画。お味噌の学校を開催した。	通期	オンライン	10名	小学生児童・保護者	700名	6,437
親子対象の農業体験事業	今年度は未実施となった	4～7月	事務所	0名	障害児と親	0名	0
児童福祉法に基づく障害児童通所支援事業	障害児に対する学習支援を行った。放課後デイサービス事業開始	通期	事務所	10名	障害児等	60名	18,618
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく障害福祉サービス事業	障害児等に対する学習支援事業	通期	事務所	10名	障害児等	60名	6,639
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	障害児と親に対するカウンセリング	通期	事務所	0名	障害児と親	0名	0
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく地域生活支援事業	シャイニング・ハーツ・パーティー・コンサートをオンライン配信併用により開催した。	1月15日	さいたま市文化センター大ホール	15名	全国	不特定	1,354
発達障害児童用の学習教材製作事業	今年度は未実施となった	通期	事務所	0名	障害児等	不特定	0
合計							38,420

活 動 計 算 書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人子育て応援隊むぎぐみ

自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日

【 経常収益】

【 受取会費】

正会員受取会費	34,000	
賛助会員受取会費	66,000	100,000

【 受取寄付金】

受取寄付金		227,032
-------	--	---------

【 事業収益】

教育相談事業収益	2,919,252	
子育て支援事業収益	804,090	
学習支援事業収益	7,656,917	
コンサート 開催事業収益	1,006,337	12,386,596

【 その他収益】

受取 利息	32	
雑 収 益	15,000	15,032

経常収益 計

12,728,660

【 経常費用】

【 事業費】

(人件費)

人件費計	0
------	---

(その他経費)

予約システム使用料	39,600
コンサート 仕入	242,675
子育て支援仕入	359,409
広告宣伝費(事業)	688,485
イベント 参加費(事業)	8,450
業務委託費(事業)	30,048,127
諸 謝 金(事業)	516,699
会 議 費(事業)	70,443
旅費交通費(事業)	32,110
通信運搬費(事業)	121,872
消耗品 費(事業)	315,250
修 繕 費(事業)	121,825
教材費(事業)	1,320
地代 家賃(事業)	4,537,500
事務用品費(事業)	68,925
賃 借 料(事業)	200,105
保 険 料(事業)	51,090
租税 公課(事業)	1
研 修 費	33,313
支払手数料(事業)	313,371
雑 費(事業)	614,784
接待交際費	25,692
著作権使用料	5,940
新聞図書費	3,740
その他経費計	38,420,726

事業費 計

38,420,726

活 動 計 算 書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人子育て応援隊むぎぐみ

自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日

【 管理費】

(人件費)

人件費計

0

(その他経費)

事務用品費

45,335

会 議 費

17,666

通信運搬費

176,682

消耗品 費

115,617

広告宣伝費

29,520

接待交際費

10,000

新聞図書費

2,110

保 険 料

17,140

租税 公課

900

支払手数料

2,310

その他経費計

417,280

管理費 計

417,280

経常費用 計

38,838,006

当期経常増減額

△26,109,346

【 経常外収益】

部門間繰入収入

2,357,315

経常外収益 計

2,357,315

【 経常外費用】

部門間繰入支出

2,357,315

経常外費用 計

2,357,315

税引前当期正味財産増減額

△26,109,346

当期正味財産増減額

△26,109,346

前期繰越正味財産額

△57,469,179

次期繰越正味財産額

△83,578,525

【 団体概要 】

名称 特定非営利活動法人
子育て応援隊 むぎぐみ

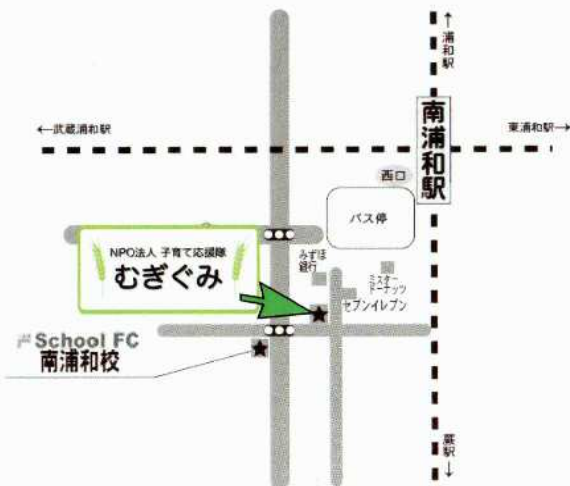
設立 2008年 10月29日

役員 理事長 高濱 正伸
副理事 喜多見 学
副理事 佐藤 暢昭
事務局長 島村 恭子
監事 西郡 文啓

【 事務局 】

住所：〒336-0018
さいたま市南区南本町1-5-9 2階

☎：048-844-1122（代表）
048-844-1111（放課後等デイサービスFlos）
048-844-1112（心の相談室Sali）



地域の子育てを支えたい

NPO法人 子育て応援隊

むぎぐみ



理事長あいさつ

子育て応援隊むぎぐみは、地域から生まれたNPOです。お隣さん・ご近所の絆が薄くなり、孤独な子育ての中、不安の尽きない両親を支える講演会や、夏休み宿題応援企画や親子企画などのイベントを開催する人々、障がいの子を持つ家族が安心して観られるコンサートを開催する人たち、あらゆるタイプの障がいの子の学習支援を行う専門家、悩み事の相談を受け心を支える専門家などが、一つに集まって生まれました。

「子育ての中で何か困っている方々を少しでも支えたい」その最初の想いを忘れず、これからもみんなで力を合わせて、歩み続けて参ります。よろしくお願い申し上げます。



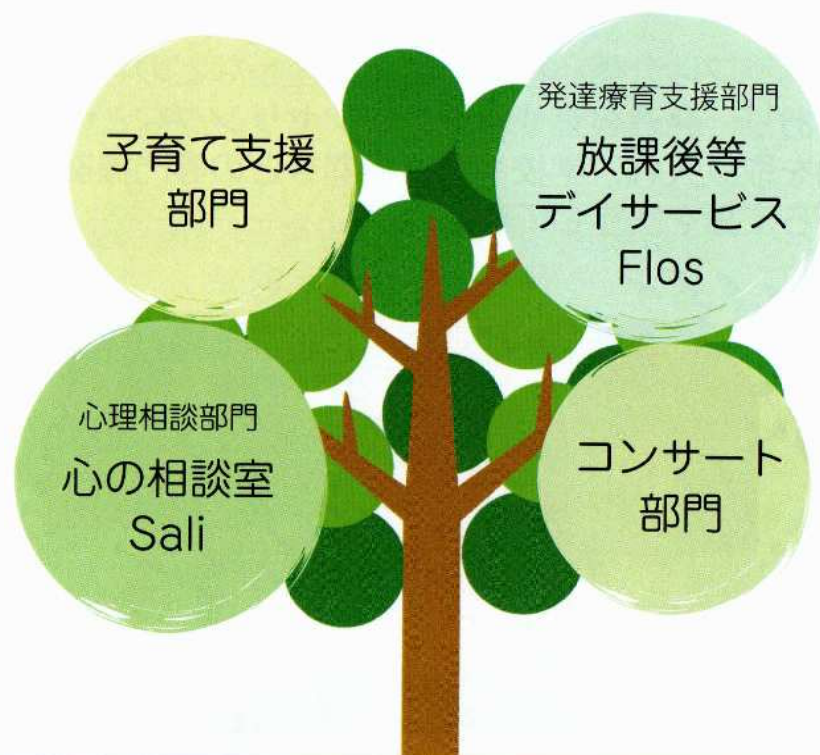
特定非営利活動法人 子育て応援隊むぎぐみ
理事長 高濱 正伸

子育て応援隊 むぎぐみとは

子育て応援隊むぎぐみとは、4つの部門からなる特定非営利活動法人です。

- 子どもたちが自分らしくいられる場所を作りたい
- 子どもたちの持つ「可能性」を伸ばしていきたい
- 子育て中の保護者を地域みんなで支えたい

上記の理念を掲げ、埼玉を拠点に活動しています。

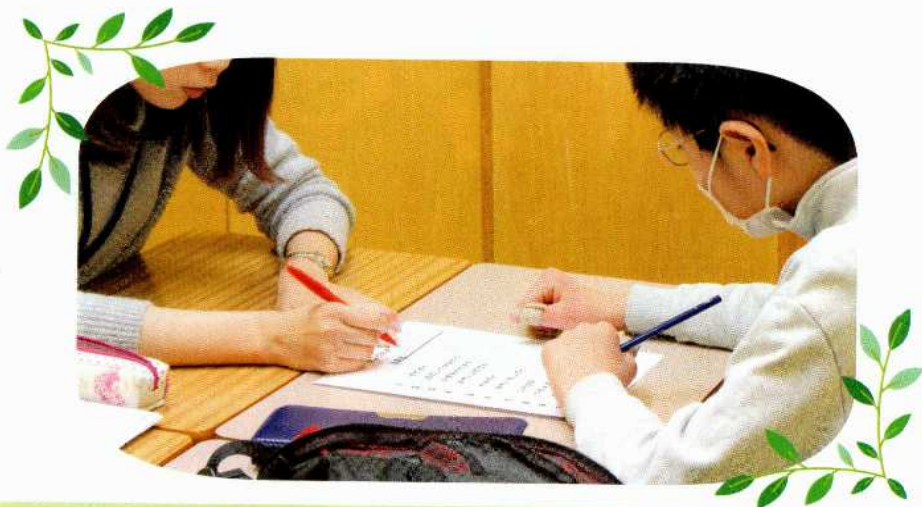


放課後等
デイサービス

Flos

放課後等デイサービスFlosでは、6歳から18歳までの発達特性のあるお子様に対して、「個別支援」「グループ支援」「発達特性のある子の不登校支援」の3つの支援を提供しております。お子様が楽しみながら課題に取り組み課題を終える中で成長を実感し、将来につながる自信を育むことを大切にしています。

スタッフは公認心理師、臨床心理士などの専門資格を有しており、発達検査や心理カウンセリングなどの専門的な見地を取り入れ、学校や医療機関などの専門機関と連携しながら支援を実施しています。



Flosの4つの特徴

専門のスタッフが、子どもの認知能力、
社会情動的能力、心の成長を支援

発達特性のあるお子様を育てる
保護者への心理的ケア

花まる学習会グループと提携した
豊富な教材

18歳の高校卒業までの手厚い支援と、
学校を始めとした
他機関との豊富な地域連携実績



Sali

心の相談室

心理相談部門Saliでは、臨床心理士・公認心理師の資格を有する経験豊かなセラピストが多数在籍しています。

個人を対象とした心理相談だけでなく、家族やカップルの相談も受け付けております。さらに、Zoomを使用したオンラインカウンセリングなど多様な相談形態にも対応しております。



Saliとは…

心の相談室Sali(サリ)は、
「発達障がいにかかわる生きにくさ、育てにくさ」
「不登校・ひきこもりへの支援」
「カップル・ご夫婦・ご家族の支援」
上記等のご相談を中心に、地域に根差した専門的な相談機関として、活動しています。

小さなお子様の相談からご年配のご夫婦まで、幅広いニーズにお応えするため、ご相談の内容に合わせた心理相談を提供しております。

(心理相談の例)

- ・ 個人のカウンセリング
- ・ 保護者様とのお子様の発達相談
- ・ 家族療法やブリーフセラピーなど
家族やカップルの相談

※心の相談室Saliは、埼玉県ひきこもり支援連絡会議、さいたま市ひきこもり対策連絡協議会の委員として埼玉地域のひきこもり支援活動に協力しております。



コンサート部門



Shining Hearts' Party

障がいのある子もない子もその家族も
みんなで楽しめるコンサート



私たちは、障がいの有無にかかわらず、みんなで素晴らしい音楽を楽しむことができるコンサートとして、Shining Hearts' Party(シャイニング・ハーツ・パーティー)というバリアフリーコンサートを開催しています。



声を出しても、踊りだしてもいい解放的な空間で、みんなが安心して良質な音楽に触れることができるコンサートです。入退場も自由なので、赤ちゃんからお年寄りまで自由に楽しんでいただけます。



子育て支援部門

子育て部門では、「おみその学校」などの食育、「理科好き応援企画」などのイベントを開催しています。さまざまなイベントを通して、親子の交流する場を提供してまいります。



〈おみその学校〉



〈理科好き応援企画〉



〈社会好き応援企画〉



〈書き初め教室〉

NPO法人 子育て応援隊

むぎぐみ



むぎぐみホームページは
こちらから↓



<https://www.mugigumi.com/>